

令和6年度
障害者を対象とした
仙台市職員採用選考案内

令和6年10月21日
仙台市人事委員会

第一次考查日 ▷12月8日(日)

申込受付期間 ▷10月21日(月)～11月11日(月)

〔 受験申込は郵送(「簡易書留」等の確実な方法)に限ります。
申込受付期間中の消印のみ有効です。 〕

この採用選考は、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

※ 点字の選考案内・受験申込書をご希望の方は、仙台市人事委員会事務局(連絡先は8ページ参照)へお問い合わせください。

1. 職種・採用予定人員・職務概要

職種	採用予定人員	職務概要
事務	若干名	施策立案、税務、福祉、窓口業務等の市政のあらゆる分野において行政事務に従事します。
学校事務	若干名	市立の小・中・高・中等教育学校等において学校事務に従事します。

- ◇ 「事務」・「学校事務」の双方の職種を選択できます。その場合は、第1志望と第2志望の職種を志望する順に選んでください(第1志望のみでも結構です)。なお、申込受付後に志望する職種の変更はできません。
- ◇ 考查の内容は、「事務」・「学校事務」とも共通です。
- ◇ 第一次考查の合格者は、職種ごとに成績順で決定します。この際、第2志望のみ又は第1志望・第2志望双方で合格する場合があります。
- ◇ 最終合格者は、職種ごとに第二次考查の成績順で決定します。第2志望で合格する場合があります。なお、双方の職種で最終合格ラインに達した場合は、第1志望の職種のみ合格となります(志望しない職種で合格することはありません)。
- ◇ 採用予定人員については、新規事業計画等により変更することがあります。

2. 受験資格

次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす人

- (1) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている人
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める**身体障害者手帳**
 - イ 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の**診断書・意見書**（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - ウ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する**療育手帳**
 - エ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの**判定書**
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める**精神障害者保健福祉手帳**
 - ※ 第一次審査日当日において有効な手帳等の交付を受けていることが必要です。第一次審査日当日に手帳等を確認します（手帳等に関しては、受験申込時点で交付を受けていない方であっても、受験申込をすることができますが、第一次審査日当日に確認できない場合は受験できません。）。また、第一次審査日以降も、採用までの間に手帳等の提示を求めることがあり、上記要件に該当しないことが判明した場合（手帳が更新されなかった場合を含みます。）は、判明時以降の試験を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。
 - ※ 精神障害者保健福祉手帳には、有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
 - ※ 療育手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合があります。ご不明な場合は、お住まいの地方公共団体の窓口で確認してください。
- (2) 平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（学歴は問いません。）
- (3) 次のいずれかに該当する人
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者
 - ※ 日本国籍を有しない人は、採用後、担当できる職務などに制限があります（6ページ「9. 日本国籍を有しない職員の担当職務について」を参照してください。）。
- (4) 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

3. 考査の日時・会場

考査	考査の方法	日 時	会 場
第一次考査	教養考査	令和6年12月8日(日) 〔活字印刷文による受験の場合〕 10時30分～15時25分頃(10時から受付)	8ページ記載の いずれかの会場 ※受験票に記載 して通知します。
第二次考査	作文考査	〔点字・拡大読書器(ルーペと同視されるものは除く。〕による受験の場合〕 9時15分～15時45分頃(9時から受付)	
	面接考査	令和7年1月27日(月)～29日(水)の いずれか1日を指定	仙台市役所 上杉分庁舎

- ◇ **受験票、障害を証明する手帳等(2ページ 2. 受験資格(1)に掲げる手帳等)、筆記用具、時計、その他受験に必要な補装具等を持参してください。**
- ◇ 教養考査、作文考査の実施日には昼休みが入りますので、**昼食を用意してください。**
- ◇ **考査時間中は、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の使用は固く禁止します(時計の代わりに使用することも認めません。)。考査時間中に使用を確認した場合は、失格となることがあります。**
- ◇ 第二次考査の詳細については、第一次考査の合格者に通知します。

4. 考査の方法・内容等 ※「事務」・「学校事務」とも全ての考査を共通で実施します。

考査	考査の方法	内 容 ・ 出 題 分 野 等	配 点
第一次考査	教養考査 (90分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理及び数的推理に関する一般知能についての五肢択一式による筆記考査(30問)	30
第二次考査	作文考査 (90分)	出題されたテーマについて記述するもの(1,000字程度)	100
	面接考査	個別面接	300

- ◇ 考査の方法・問題は、日本国籍の人、日本国籍を有しない人全て同一です。教養考査及び作文考査の出題は、日本語(点字を含む。)により行い、解答も日本語(点字を含む。)でしていただきます。
また、面接考査は、全て日本語(手話を含む。)での質問・応答になります。
- ◇ 教養考査の問題冊子の文字の大きさは、12ポイント程度です(この「選考案内」はおおむね12ポイントの文字を使用しています。)
- ◇ 上表のいずれかの考査において一定の合格基準に達しない方は、他の考査の成績にかかわらず不合格となります。
- ◇ 教養考査は、マークシートで解答していただきます。**マークシートでの解答が困難な方は、事前に仙台市人事委員会事務局までお知らせください。**
また、教養考査は、**HBの鉛筆のみ使用可能**ですので、必ずお持ちください(作文考査は、鉛筆・シャープペンシルのいずれも使用可能です。)

- ◇ 必要な方は、点字問題・拡大印刷問題で受験できます（点字・拡大読書器（ルーペと同視されるものは除く。）による受験の場合、審査時間は教養審査、作文審査ともに135分となります。）。

また、点字受験の際、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。ただし、一定の条件がありますので、詳細は仙台市人事委員会事務局までお問い合わせください。

- ◇ 上肢障害2級以上又は言語と上肢の複合障害2級以上で、かつ筆記困難な方は、パソコンを使用して受験できます。使用を希望する方は、必ず事前に電話やメール、ファクシミリで仙台市人事委員会事務局にご相談ください（使用する場合は各自持参してください）。また、自筆により記入する書類もありますので、補装具が必要な方は持参してください。

- ◇ 必要な方は、点字器・拡大読書器・ルーペ・車椅子・補聴器等を使用して受験できます。また、その他の補装具等の使用も認める場合がありますので、使用を希望する方は、必ず事前に電話やメール、ファクシミリで仙台市人事委員会事務局にご相談ください（使用する場合は各自持参してください。）。

※ 補聴器について、試験時間中は補聴器の電波受信機能は使用できません。

- ◇ 第二次審査の面接審査で、合理的配慮として就労支援機関の職員等の同席を希望する場合は、第一次審査の合格発表後、令和7年1月10日（金）までに、必ず受験者本人が仙台市人事委員会事務局まで連絡してください。連絡がない場合は、同席を認めません。

5. 受験申込手続

- (1) 本案内はさみ込みの受験申込書・受験票に必要事項を漏れなく記載の上、所定欄に自筆で署名し、写真（縦4cm×横3cm）を貼って申し込んでください（「受験申込書の記入要領」にしたがって記入してください。また、受験申込書の記載が十分か、写真は正しいサイズで鮮明か等、必ず確認してください。）。

- (2) 申込は郵送に限ります。封筒の表に「選考受験」と朱書きし、封筒の裏には氏名と住所を記入して、

〒980-8671 仙台市人事委員会事務局任用課（住所不要）

あてに「簡易書留」等の確実な方法により、送付してください。受付期間中の消印のあるものに限り受理します。

- (3) 受験票は郵送で交付するので、受験票用はがきには必ず85円切手を貼付してください。受験票は11月22日（金）に発送予定です。11月28日（木）までに届かない場合には、仙台市人事委員会事務局に照会してください。

6. 合格発表

発 表 日 時		掲 示 場 所
第一次審査	令和6年12月20日（金）午前10時	仙台市役所本庁舎東側掲示板
最終発表	令和7年2月7日（金）午前10時	

- ◇ 合格者にのみ郵送により通知しますが、合格を確認したにもかかわらず発表後4日たっても届かない場合には、仙台市人事委員会事務局に照会してください。

- ◇ 同日午前10時以降、**仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」**（8ページ参照）に合格者の受験番号を掲載します。また、仙台市人事委員会事務局で電話による合否の照会を受け付けます（電話 022-214-4457）。
- ◇ 受験資格を満たしていない場合又は受験申込書等の提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、選考に合格しても採用される資格を失うことがあります。

7. 成績開示

この選考に係る個人別成績については、受験者本人からの請求により開示することができます（下表参照）。

対 象	開示内容	期 間	申 込 方 法
第一次考査の不合格者	第一次考査の粗点・得点、順位	令和6年12月20日から 令和7年1月20日まで (消印有効)	仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」より「個人別成績開示請求書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記の書類を添付して仙台市人事委員会事務局に提出してください。 ①受験票（成績を通知する際に返却します） ②顔写真付き身分証明書の写し（運転免許証、旅券など） ③あて先に請求者の住所・氏名を記載し、460円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（長形3号） ※送付用の封筒に「成績開示請求」と朱書きし、簡易書留などの確実な方法で提出してください。 【提出先】 〒980-8671（住所不要） 仙台市人事委員会事務局任用課
第二次考査の不合格者	第二次考査の作文考査及び面接考査の得点、最終順位及び最終得点	令和7年2月7日から 令和7年3月7日まで (消印有効)	

8. 採用の時期・給与等

- (1) 採用
令和7年4月1日の予定です。

- (2) 給与
初任給は、それぞれの学校を卒業直後に採用された場合で、地域手当を含め、次表のとおりです（令和6年4月1日現在）。なお、学歴や職歴によっては、この額に一定の基準に基づいて加算された金額となる場合があります。
次表のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件にしたがって支給されます。

学 歴 (卒業直後の場合)	初任給（地域手当を含む。）
	事務・学校事務
高 校 卒	約177,100円
短 大 卒	約188,200円
大 学 卒	約204,100円

(3) 勤務時間

原則として1週間当たり38時間45分です。事務は週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は60分。一定の範囲内での時差出勤の制度があります。）、学校事務は週休日を除く午前8時20分から午後4時50分まで（休憩時間は45分）です。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

(4) 休暇

1年間に20日の年次有給休暇や、結婚休暇、産前・産後休暇、配偶者出産補助休暇、育児参加のための休暇、育児休業、育児時間、育児短時間勤務、子の看護休暇、要介護者の介護や不妊治療のための休暇等の制度があります。

9. 日本国籍を有しない職員の担当職務について

日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次のような制限があります。

(1) 公権力の行使に該当する職務は担当できません。

公権力の行使に該当する職務とは、おおむね次のとおりです。

- ① 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる職務
- ② 市民に義務や負担を一方的に課すこととなる職務
- ③ 市民に対し強制力をもって執行することとなる職務

(2) 課長以上の専決の権限を有するラインの職に就くことはできません。ただし、主幹、参事、理事というスタッフの職に就くことにより局長級までの昇任が可能です。

※ なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、仙台市人事委員会事務局までお問い合わせください。

10. 第一次考査 教養考査例題

(1) 日本国憲法における人権保障に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 基本的人権は、天皇からの恩恵として、国民に与えられたものである。
2. 国は、法律の根拠があれば、基本的人権に対していかなる制限を加えることも許される。
3. 国民は、基本的人権を濫用してはならず、常に公共の福祉のために利用する責任を負う。
4. 基本的人権は個人の権利であるから、会社などの法人には保障されない。
5. 基本的人権が私人同士の間で侵害された場合、裁判所は、憲法の基本的人権の規定のいずれについても、私人間の関係に直接適用して紛争を解決する。

(正答 3)

(2) A～Gの7人が写真撮影のためにカメラの方を向いて横一列に並んだ。次のことが分かっているとき、確実に言えるのはどれか。

- ・ AはBよりも左におり、間には4人いた。
- ・ CとDは隣り合っていた。
- ・ CとFの間には2人いた。
- ・ DとEとの間には3人いた。

1. AとDの間には1人いた。
2. AとFは隣り合っていた。
3. BとCは隣り合っていた。
4. BとGの間には1人いた。
5. CとGの間には1人いた。

(正答 5)

11. 令和5年度 第二次考査作文題

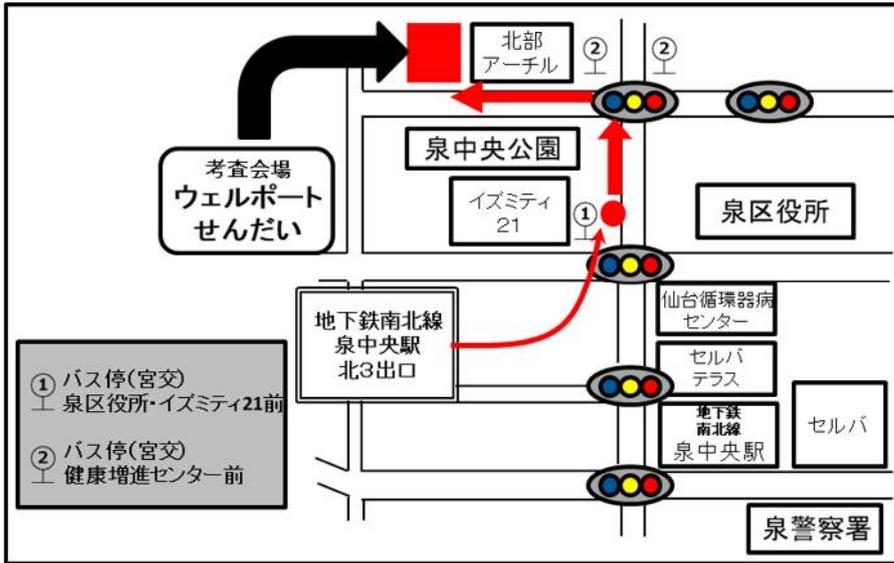
困難な課題を乗り越えるために必要なことはなにか、自分自身の経験を踏まえ、あなたの考えを述べなさい。

考査会場案内図

○仙台市障害者総合支援センター（ウェルポートせんだい）

住所：仙台市泉区泉中央2-24-1

地下鉄南北線「泉中央駅」下車、北3出口から徒歩約8分

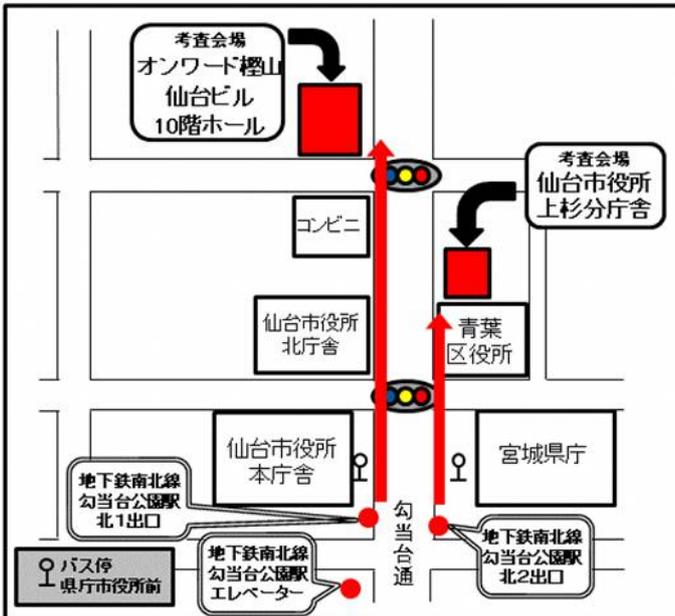


○オンワード檜山仙台ビル10階ホール 住所：仙台市青葉区二日町12-34

地下鉄南北線「勾当台公園駅」下車、北1出口から徒歩約5分

○仙台市役所上杉分庁舎 住所：仙台市青葉区上杉1-5-12

地下鉄南北線「勾当台公園駅」下車、北2出口から徒歩約5分



【来場の際の注意】

- 駐車場が確保できませんので、原則自家用車での来場はできません。
- 試験会場近辺への路上駐車は絶対にしないでください。
- 近隣の商業施設・公共施設等への駐車は絶対にしないでください。
- 試験会場へは時間に余裕をもっておいでください。

受験手続その他受験に関するお問い合わせは

仙台市人事委員会事務局任用課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話 022(214)4457 FAX 022(268)2942

Eメール jin024220@city.sendai.jp

仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」

<https://www.city.sendai.jp/ninyo/shise/shokuin/saiyo/shikenjoho/>

